



# 第7期第4回 東京地方労働審議会資料

平成27年3月19日(木) 午後1時30分～

於:東京労働局 11階 共用会議室1-2

# 目次

- (1) 平成26年度 東京労働局の組織目標 . . . . . ( 1～ 2頁)
- (2) 職業安定の分野 . . . . . ( 3～ 8頁)
- (3) 需給調整事業の分野 . . . . . ( 9～10頁)
- (4) 労働基準の分野 . . . . . ( 11～18頁)
- (5) 雇用均等の分野 . . . . . ( 19～20頁)
- (6) 労働保険適用徴収の分野 . . . . . ( 21頁)
- (7) 労働相談の充実の分野 . . . . . ( 22頁)

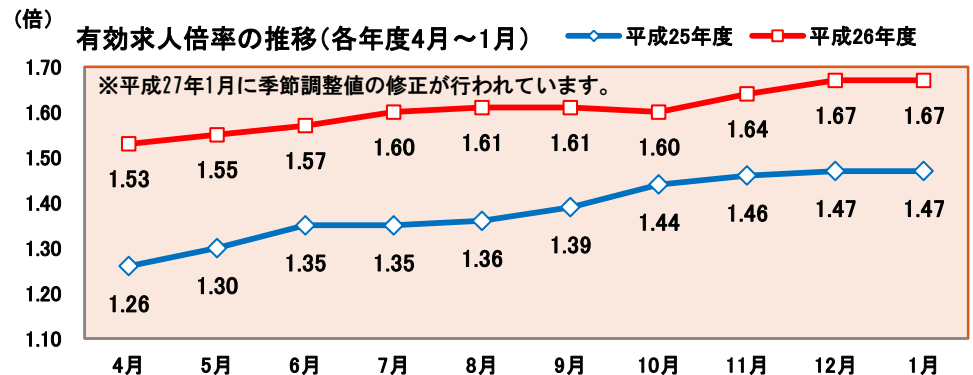
# 平成26年度 東京労働局の組織目標

担当	No.	内容	数値目標
職業安定	1	<b>【ハローワークの職業紹介】</b> ・求人者・求職者のニーズに的確に応えるため、ハローワークのマッチング機能を強化し、PDCAサイクルによる進捗管理のもと業務運営を実施する。	・就職率(常用)25.3%以上、雇用保険受給者の早期再就職割合30.2%以上、求人充足率(常用)14.7%以上 <b>【就職件数150,000件以上、雇用保険受給者の就職件数37,000件以上、求人充足数198,000件以上】</b>
	2	<b>【若者等の就職支援】</b> ・新卒者等の就職を支援する学卒ジョブサポーターの活用により、新規学卒者及び既卒者の就職促進を図る。 ・正規雇用を希望するフリーター等に対して、個々の状況や課題に応じたきめ細かい専門的相談や担当者制支援等により、正規雇用化を重点としつつ多様な正社員モデルを確立するための施策を推進する。	・学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職件数19,950件以上、同開拓求人数6,600件以上) ・ハローワークの職業紹介により、フリーター等正規雇用者数36,256件以上
	3	<b>【障害者及び高齢者の雇用対策】</b> ・個々の障害特性や就労ニーズを踏まえたきめ細かい職業相談や関係機関との連携強化により、障害者の就職促進を図る。 ・障害者の法定雇用率が引き上げられたことに伴い、企業等の雇用率達成に向けた指導・支援を強化し、障害者雇用率未達成企業割合の改善に努める。 ・改正高齢者雇用安定法に基づく65歳までの高齢者雇用確保措置が講じられていない事業主に対する指導を徹底するとともに、希望者全員が65歳まで働くことができる制度の普及に努める。	・ハローワークにおける障害者の就職件数5,630件以上
	4	<b>【生活困窮者に対する就労支援】</b> ・生活保護受給者等就労自立促進事業により、生活保護受給中の者はもとより、生活保護受給前の相談段階にある者についても併せて就労支援の充実・強化を図る。	・ハローワークにおける支援対象者数11,950人以上、就職者数6,570件以上
	5	<b>【職業訓練の効果的な活用による就職支援】</b> ・職業相談過程において職業訓練受講により就職可能性の高まる求職者を能動的に職業訓練へ誘導するとともに、訓練受講中から個別支援の活用等による就職支援を積極的に実施し、訓練修了後3か月以内の就職を図る。	・求職者支援訓練修了3か月後の就職率:基礎コース55%以上、実践コース60%以上
需給調整	6	<b>【労働者派遣事業、職業紹介事業等の制度の適切な運用】</b> ・制度の周知並びに許可申請及び届出の適正かつ迅速な処理を行う。 ・指導監督に当たっては、全国斉一的な指導監督に努めるとともに局内各部、監督署、安定所等との連携を図りつつ、派遣元事業主、派遣先及び職業紹介事業者並びに請負事業主等の民間人材ビジネスに対する的確かつ厳正な指導監督を実施する。	・指導監督実施件数:労働者派遣事業1,880件、職業紹介事業500件
労働基準	7	<b>【監督指導等の適切な実施等】</b> ・産業動向や雇用情勢等を踏まえた監督指導・自主点検等の適切な実施により、過重労働による健康障害の防止を図る。 また、脳・心臓疾患等に係る労災請求が行われた事業場であって、過重労働が行われていると考えられるもの等については、再発防止のための指導を行う。 ・法令等に基づく適切な措置を確実に行うことにより、監督権限を公正かつ斉一的に行使し、重大悪質な事案については司法処分に付する。 ・働き方・休み方改善コンサルタントの活用等により長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進を図る。	

労働基準	8	<p><b>【最低賃金制度の適切な運営等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の経済動向及び実情を踏まえつつ、東京都最低賃金の10月発効を目指し、東京地方最低賃金審議会の円滑な運営を図る。</li> <li>・改正された最低賃金額について、区市町村及び労使団体等を通じ周知を図る。</li> <li>・中小企業相談支援事業について、中小企業等への周知を積極的に行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区市町村広報誌・ホームページへの掲載率90%以上</li> </ul>
	9	<p><b>【第12次労働災害防止計画の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第12次東京労働局労働災害防止計画の2年度目(2nd Stage)として、全災害の約60%を占める第三次産業や災害が増加傾向にある建設業における労働災害防止対策、化学物質による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策及びアスベストによる健康障害防止対策を最重点課題として、「Safe Work TOKYO」をキャッチフレーズとした官民一体となった取組を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年の死亡災害は70人、休業4日以上之死傷災害は9,069人を下回る</li> </ul>
	10	<p><b>【労災認定の迅速・的確な実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害、脳心臓疾患、石綿による疾病及び胆管がん等に係る労災請求事案について迅速・的確な認定を行う。</li> <li>・労災請求書の受付後の事案管理を適切に行い、受付後6か月を経過する事案について、毎月の件数が前年度件数(39件)を下回るようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付後6か月を経過する事案を前年度件数(39件)以下とする</li> </ul>
雇用均等	11	<p><b>【雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援対策、パートタイム労働対策の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策を推進するため、改正男女雇用機会均等法施行規則等を含む男女雇用機会均等法令の周知及び履行確保、局長自らによるポジティブ・アクションの取組促進等の働きかけ(女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦)等を行う。</li> <li>・仕事と家庭を両立しやすい環境の整備を進めるため、①改正次世代育成支援対策推進法の内容の積極的な周知啓発及び現行の次世代法に基づく取組の促進(平成26年度末で終期を迎える企業の新計画の策定・届出等の働きかけ及びくるみん取得企業数の政府目標達成に向けた働きかけ)、②育児・介護休業法の周知及び履行確保を行う。</li> <li>・パートタイム労働対策の推進のため、パートタイム労働者と通常の労働者との均衡・均等待遇の確保、通常の労働者への転換の推進等を図るとともに、改正パートタイム労働法の内容の積極的な周知啓発等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法に基づく指導の是正割合90%以上</li> </ul>
労働保険徴収	12	<p><b>【労働保険料等の収納率の維持・向上】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働保険料等の適正徴収に当たり、事業主等に対する労働保険制度の周知・指導を図る。また、外部委託事業やシステムを活用し効率的な適用徴収業務を実施する。</li> <li>・労働保険加入促進業務について、受託団体と連携し加入促進活動の強化を図る。</li> <li>・すべての未納事業主等に対して納付督促を行う。また、高額又は長期間滞納事業主等(重点事業主)については、計画的な納付督促後なお未納の場合は差押え等の強制措置を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収納率:平成25年度以上</li> </ul>
総務	13	<p><b>【労働行政の周知・広報】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働局・署所の取組や果たしている役割等について、新聞、雑誌、業界紙、インターネットニュース等マスコミに取り上げられ、労働行政が広く認識されるよう、積極的な広報活動に取り組む。</li> <li>・大学等と連携し、大学等における労働法制の普及等に関するセミナーや講義を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞等に取り上げられる回数:年間120回</li> <li>・セミナー・講義実施回数:平成25年度以上</li> </ul>
	14	<p><b>【労働局の適切な運営の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神疾患の新規発症者数が前年度未満となるよう取り組む。</li> <li>・労働行政の信頼を損なわないよう、個人情報の漏えい及び官用車事故の件数を前年度より減少するよう取り組む。</li> <li>・会計処理の適正な執行及び公共調達の実行により、経費の削減等を図る。</li> <li>・平成26年度の電力消費量について、照明の合理化、適切な空調の温度設定等により抑制を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神疾患の新規発症者数:前年度人数未満</li> <li>・個人情報の漏えい及び官用車事故の件数:前年度件数以下</li> <li>・障害者就労施設等からの物品調達:前年度実績を上回る</li> <li>・平成26年度電力消費量:平成22年度比10.7%減</li> </ul>

平成26年度 職業紹介業務取扱状況(4月～1月)

	目標	実績	達成率	前年実績	前年比
新規求職	456,874	448,268	98.1%	474,979	▲ 5.6%
紹介件数	1,241,860	1,096,269	88.3%	1,274,743	▲ 14.0%
就職件数	124,445	124,408	99.9%	125,328	▲ 0.7%
就職率	27.2%	27.8%	0.6P	26.4%	1.4P
新規求人	1,137,540	1,156,264	101.6%	1,085,362	6.5%
充足数	163,890	165,116	100.7%	167,459	▲ 1.4%
充足率	14.4%	14.3%	▲ 0.1P	15.4%	▲ 1.1P



平成26年度雇用保険受給者取扱状況(4月～1月)

	平成26年度	平成25年度	前年同期比
受給資格決定件数	121,813	132,383	▲8.0%
受給実人員(月平均)	43,246	49,728	▲13.0%
再就職手当支給決定件数	30,832	31,816	▲3.1%
就職決定件数	30,947	31,253	▲1.0%
個別延長給付決定件数	14,694	21,953	▲33.1%
早期再就職割合(12月現在)	31.9%	29.3%	2.6P

1. マッチング機能の更なる充実・強化

(1)平成26年度(4月～1月)における職業紹介業務取扱状況

- 就職件数は、124,408件(達成率:99.9%)
- 充足数は、165,116件(達成率:100.7%)

(2)求人者サービスの充実・強化

求人者ニーズの的確な把握、求人内容の適法性・正確性の確認や仕事内容についての記載の充実による分かりやすい求人票の作成、求職者の応募先の選定に役立つ事業所画像情報の収集、求人内容に応じた都内ハローワークや他県ハローワークとの連携等、求人充足に向けた取組を実施。

加えて、早期の充足が見込まれる求人については、求人公開前までに対象となる求職者をあらかじめ選定し、求人公開後速やかに職業紹介に結び付けるなど、早期マッチングをより意識した取組を実施。

また、充足をより意識し、求職者ニーズの高い職種等を確保するための計画的・戦略的な求人開拓を実施するとともに、一定期間経過時点で未充足となっている求人に対して求人条件の緩和を積極的に働きかけるなど、求人充足につなげていく取組を実施。

(3)求職者サービスの充実・強化

求職者ニーズの的確な把握や、求人情報提供端末の利用者に対する積極的な声掛けによる窓口への誘導・職業相談を実施。

また、求人部門で充足対策を意識し選定した求人や、職業相談部門のから見て選定した求人などを活用して、職業相談窓口で積極的に提案し職業紹介を行うなど、積極的・能動的なマッチングを推進。

若年者及び雇用保険受給者については、早期就職に向け重点的に取り組むべき対象とし、担当者制での個別支援等を実施。

(4)正社員就職に向けた各種支援の展開

東京労働局・都内ハローワークにおいて、平成26年12月～平成27年3月を「東京労働局・正社員化集中支援キャンペーン」期間として、正社員就職実現に向けたパッケージ支援を展開し、「正社員実現加速プロジェクト」の取組を加速。

継続的な取組

・年度目標の確実な達成

就職件数、充足数の年度目標の確実な達成に向け、積極的・能動的なマッチングを始めとする各種取組を着実に実施する。

・広域的な連携

求人充足に向けて、都内17ハローワークの連携はもとより、他県ハローワークも含めた連携を推進する。

・雇用保険受給者等に対する早期再就職に向けた支援の徹底・強化

雇用保険受給者等に対し、受給資格決定時や初回認定時等の早い段階から求人票の提案を行う等、早期再就職に向けた支援を徹底、強化する。



## 2. 若者・子育て女性等に対する就職支援

### (1) 若年者に対する就職支援

フリーターを始めとする若年者について、都内わかものハローワーク(渋谷・新宿・日暮里)及び各ハローワークの若者支援窓口において、抱える課題に的確に対応したきめ細かい支援を実施(※日暮里わかものハローワークは26年9月設置)

#### <平成26年度の取組状況>

① フリーター等の就職状況(\*数値は常用(フルタイム)を集計) ※12月末現在

目標件数	実績	進捗率
36,256	27,110	74.8%

② 都内わかものハローワークでの就職支援(3施設合計) ※27.1月末現在

新規求職者	紹介数	紹介就職数
14,380	37,276	3,022

※ ジョブクラブ(就活応援塾)の開催状況と就職者数 ※27.1月末現在

開催回数	修了者数	就職者数	(3施設合計)
26回	367名	182名	

#### 継続的な取組

○フリーター等に対する正規雇用化に向けた一貫した支援を引き続き実施する(『正社員実現加速プロジェクト』の取組を加速)。

○都内わかものハローワークにおいてはSNS(Facebook,LINE@)を活用した周知・広報を更に推進する。また、効果が上がっているジョブクラブ(就活応援塾)について、引き続きグループワークの手法を駆使しながら就職への意欲を喚起しつつ、支援を実施する。

○12月わかものハローワーク3施設において「5夜連続面接会！若者応援企業's NIGHT!」を開催。

(参加事業所:91件 参加のべ求職者数:305名 就職者数:37件)

### (2) 子育て女性等に対する再就職支援の充実

マザーズハローワーク等における担当者制によるきめ細かい職業相談を行う中で、個々の求職者の置かれている状況に応じた就職実現プランを策定し、早期就職を目指した就職支援を実施

#### <平成26年度(1月末現在)の取組状況>

担当者制による支援対象者目標数	実績	進捗率
5,600	4,702	84.0%

就職目標数	上半期実績	進捗率
4,903	4,282	87.3%

#### <平成26年度(1月末現在) マザーズセミナー実施状況>

セミナー名称	実施回数	受講者数	託児利用者数
面接対策セミナー	7	82	31
応募書類対策セミナー	18	193	60
再就職準備セミナー	71	920	222
PC講習セミナー	28	359	174
ビジネスマナー&メイクアップセミナー	7	100	33
会社説明会(日暮里オープニング)	1	20	5

#### 継続的な取組

○平成27年度、「立川マザーズコーナー」を都内3か所目の広域拠点である「マザーズハローワーク」に拡充(予定)。効果的な広報を実施し、より一層の利用者の拡大を図る。

○引き続き、求職者のニーズに合わせたきめ細かい職業相談の実施、託児付各種セミナー(PC・ビジネスマナー等)の実施、区市町村と連携した保育関連情報提供の充実等を図る。

新規学卒者面接会等開催状況

(3) 新規学卒者、未就職卒業者に対する就職支援

- ① 新規学卒者向け求人確保  
都内事業主団体等に対する求人要請及びハローワークを挙げての求人開拓を実施。
- ② 高校生に対する就職支援の実施  
各ハローワークでは、管内の高校等と連携し、職業ガイダンス、職場見学、面接指導等の就職支援を実施。
- ③ 大卒者等に対する就職支援の強化  
東京及び八王子新卒応援ハローワークを拠点とし、4か所のサテライトにおいて、担当制による個別支援、大学との連携による支援、就職面接会の開催等による就職支援を実施。
- ④ 就職面接会の開催  
新規学卒者等を対象とした就職面接会を開催。  
26年度上半期については、高卒者等を対象に4回、大卒者等を対象に6回開催。

下半期に向けた取組

- ・新規学卒求人の求人確保  
昨年よりも増加しているものの、更なる量的求人確保のため、ハローワークでは挙所体制により取り組む。
- ・未内定学生・生徒への就職支援  
学校と連携し、早期に内定が得られるよう「ひとりにしない」「あきらめさせない」支援を行う。
- ・若者応援企業宣言事業の推進  
若者応援企業宣言事業の周知を引き続き行うとともに、会社説明会、就職面接会等のイベントを積極的に開催し、充足対策を行う。

(高校生対象)

説明会	実施結果
7月11日 企業説明会in渋谷	台風のため中止
7月11日 企業説明会in青梅	台風のため中止
7月23～25日 企業説明会in新宿	参加企業数: 75社 参加者: 1,057人 面接数: 2,446人
7月28日 企業説明会in立川	参加企業数: 40社 参加者: 312人 面接数: 1,384人
10月3日 就職面接会in渋谷	参加企業数: 18社 参加者: 67人 面接数: 128人
10月6日 就職面接会in青梅	参加企業数: 29社 参加者: 16人 面接数: 66人
10月10日 合同就職面接会(足立・王子・墨田・木場)	参加企業数: 15社 参加者: 36人 面接数: 106人
10月21～23日 就職面接会in新宿	参加企業数: 74社 参加者: 253人 面接数: 683人
10月30日 就職面接会in立川	参加企業数: 30社 参加者: 45人 面接数: 115人
11月20～21日 高校生合同就職フェア (飯田橋・品川・新宿・渋谷・池袋)	参加企業数: 41社 参加者: 103人 面接数: 233人
2月13日 まだ間に合う4月入社 就職面接会	参加企業数: 20社 参加者: 49人 面接数: 157人

(大学生等対象)

面接会	実施結果
5月22～23日 5月就職面接会	参加企業数: 50社 参加者: 396人 面接数: 656人
6月19～20日 6月就職面接会	参加企業数: 50社 参加者: 169人 面接数: 356人
7月30日 第1回新規大卒者等 合同就職面接会	参加企業数: 167社 参加者: 936人 面接数: 1,993人
8月5～25日 若者応援企業限定 WEB説明会	参加企業数: 20社 動画再生: 3,176回
8月28～29日 8月就職面接会 (企業説明会)	参加企業数: 10社 参加者: 77人
9月8～9日 第2回新規大卒者等 合同就職面接会	参加企業数: 90社 参加者: 673人 面接数: 1,281人
10月30～31日 10月就職面接会	参加企業数: 49社 参加者: 343人 面接数: 659人
11月19日(新宿NSビル) 第3回新規大卒者等 合同就職面接会	参加企業数: 165社 参加者: 855人 面接数: 1,694人
12月11～12日 12月就職面接会 (企業説明会)	参加企業数: 10社 参加者: 64人
2月4日(新宿NSビル) 第4回新規大卒者等 合同就職面接会	参加企業数: 163社 参加者: 897人 面接数: 1,795人
3月(予定) 若者応援企業就職 面接会	参加企業数: 200社 参加者: 人 面接数: 人

### 3. 高齢者雇用対策の推進

#### (1) 高齢者雇用確保措置状況【平成26年6月1日現在】

確保措置実施企業割合は98.9%（前年比6.8P増加）

#### (2) 希望者全員が65歳まで働ける企業等の普及促進

希望者全員が65歳まで働ける企業の割合は65.2%（同6.9P増加）

#### (3) 高齢者の就職状況（4月～1月）

高齢者職業紹介状況（60歳以上）

- \* 新規求職者 70,767（前年同期比2.1%減少）
- \* 紹介件数 129,843（同9.0%減少）
- \* 就職件数 20,820（同3.1%増加）

#### 継続的な取組

- ・未実施企業（271社）に対する個別指導援助の徹底による高齢者確保措置の完全定着
- ・希望者全員が65歳以上まで働ける企業の拡大
- ・担当者制等によるきめ細かい就職支援（高齢者就労総合支援事業、シニアワークプログラム地域事業の効果的な活用等）

### 4. 障害者雇用対策の推進

#### (1) 障害者雇用状況【平成26年6月1日現在】

① 民間企業における実雇用率は1.77%（前年比0.05P増加）

② 法定雇用率達成企業割合30.3%（同1.9P増加）

#### (2) 障害者の雇用機会の拡大（4月～1月）

##### ① 障害者職業紹介状況

- \* 新規求職者 15,895（前年同期比0.6%増加）
- \* 就職件数 5,426（同4.1%増加）

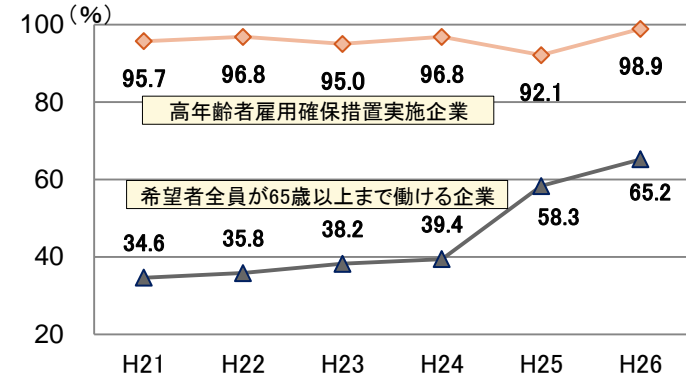
##### ② ハローワークを中心とした「チーム支援」を活用した雇用機会の拡大

- \* 対象者数 4,545（同7.2%増加）
- \* 就職件数 2,341（同3.0%増加）

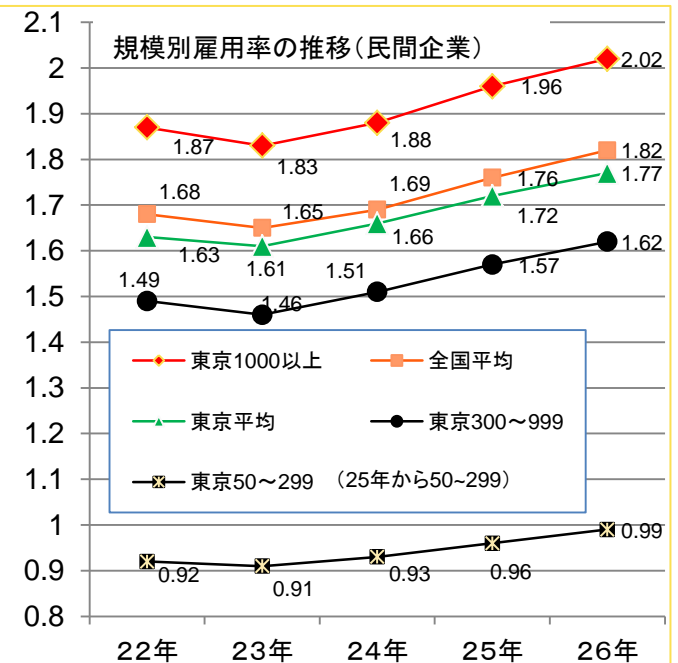
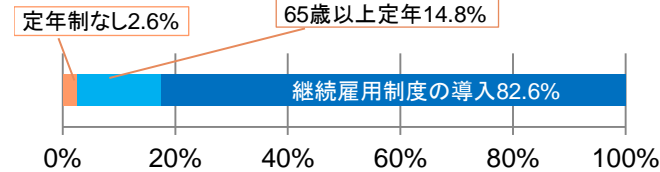
#### 継続的な取組

- ・企業の雇用課題に対応した提案援助型の企業指導
- ・中小企業への支援等の強化や地域の就労支援の更なる強化
- ・障害者の取込みとマッチング支援の強化

確保措置実施企業割合の推移（31人以上企業）



雇用確保措置の内訳





## 5. 職業訓練の効果的な活用による就職支援

### (1) 地域の職業訓練ニーズを踏まえた訓練計画の策定

東京都及び雇用支援機構東京センターと緊密な連携を図り、地域の求人・求職者ニーズを踏まえた訓練計画を策定する。

### (2) 職業訓練を通じた能力開発及び就職支援

- 職業相談の過程で、職業訓練によって安定した就職への可能性が高まる者を主体的に誘導し、職業訓練窓口でキャリア・コンサルティングを行い適切な職業訓練にあっせんする。  
特に、職業訓練を必要とする求職者の利用が多いと見込まれる「わかものハローワーク」「新卒応援ハローワーク」「マザーズハローワーク」等専門施設のほか、各所の「わかもの支援窓口」において、積極的な誘導を図る。
- 訓練受講者に対しては、訓練中から修了後まで個別担当制による提案型職業紹介を徹底するほか、訓練受講生が応募可能な求人の確保に努める。

### (3) ジョブ・カードを活用した職業相談

ジョブ・カードは求職者の職業意識やキャリア形成の方向づけに有効であるため、全ての職業相談窓口で活用できる体制整備を図る。また、訓練窓口では、受講に向けた相談、訓練修了後の未就職者への相談において活用する。

#### 来年度の取組

- (1) 東京都と共同して求人者ニーズ調査を実施し、訓練設定に役立てる。
- (2) 東京都との連携により行う主な取組
  - 専門性の向上のため、職員研修として全施設内訓練施設(ものづくり系訓練)の見学会を計画的に実施し、適切に訓練へ誘導する。
  - 若年者対象訓練の1日体験及び見学会を実施する。
  - ハローワークと施設内訓練実施機関が、就職者情報を共有し、積極的な職業紹介による早期就職を図る。
- (3) 全ての職業相談窓口でジョブ・カードを交付できる体制を整備するため、独自に「ジョブ・カード講習」を実施し、登録キャリア・コンサルタントを養成する。

#### 訓練上限数(計画数)

	26年度	27年度
■公共職業訓練(実施主体:東京都)	15,804人	15,737人(予定)
〔施設内訓練 委託訓練(民間)〕	4,910人 10,894人	4,820人 10,917人
■求職者支援訓練(実施主体:労働局)	12,100人	9,540人(暫定)

#### 平成25年度の就職率

■公共職業訓練	施設内 62.9%(目標80%)	委託 56.1%(目標70%)
■求職者支援訓練	基礎 79.0%(目標55%)	実践 87.5%(目標60%)

※上記の就職率は、それぞれ直近のデータであり確定値ではない。

#### 公的職業訓練における受講申込状況

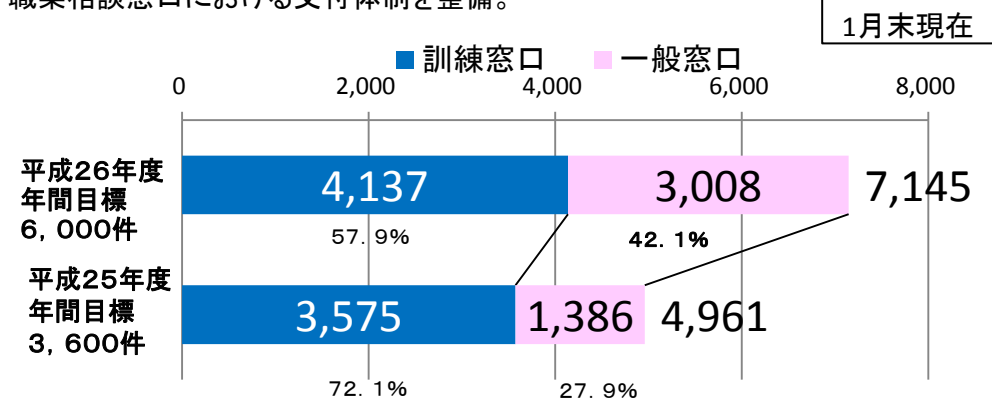
	公共職業訓練	求職者支援訓練	合計
平成25年度(4月～1月)	15,455	9,111	24,566
平成26年度(4月～1月)	14,721	6,896	21,617

<参考>求職者支援訓練 平成25年度計画数 20,000人

#### ジョブ・カード交付状況

【ジョブ・カード講習】(受講後、登録キャリア・コンサルタントとなる)

26年12月末現在 1,095名登録(平成25年度10回 平成26年度12回実施)  
職業相談窓口における交付体制を整備。



## 「東京労働局・正社員化集中支援キャンペーン」の実施

- 「正社員実現加速プロジェクト」の取組を加速するため、本年12月から年度末までの4か月間を「正社員化集中支援キャンペーン」期間とし、局・ハローワークが総力を挙げて、正社員就職に向けたパッケージ支援を展開

### ハローワークによる正社員就職の実現

- **正社員求人の確保**（20万人以上の求人確保）
- **わかものハローワーク・新卒応援ハローワークを中心に、若者・新卒者の正社員就職に向けた就職支援**
  - ・ 若者応援企業限定面接会の開催などによる、就職支援の強化
  - ・ 未内定生徒・学生に対する集中支援の実施
- **人手不足分野における人材確保の強化**
- **雇用保険受給者や職業訓練受講者への就職支援**

このほか、子育て中の女性や高齢者、障害者に対しては、個々の状況に応じたきめ細かい就職支援を引き続き実施

➡ 今年度、68,400人の正社員就職の実現へ！

### 正社員実現に取り組む事業主への支援

#### ● 正社員転換等を行う事業主に助成金支給

##### ① キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の正規雇用転換、人材育成、処遇改善などに取り組む事業主を助成

##### ② トライアル雇用奨励金

フリーター等を常用雇用に向けて試行雇用する事業主を助成

##### ③ キャリア形成促進助成金

自社社員に対する訓練等の能力開発を実施した事業主を助成

#### ● 若者応援企業宣言事業の推進

企業の魅力を発信する機会を増やし、若者等の人材確保を後押し

### 「魅力ある職場づくり」の推進

#### ● 各事業主等に対して正社員採用等を働きかけるなど、「魅力ある職場づくり」に向けた取組を引き続き推進

7～9月に実施した「魅力ある職場づくりキャンペーン」の取組を継続し、企業の「働きがい・働きやすさ」といった魅力の発信と向上への助言・援助を実施

※ 本年7月東京労働局長等が主要経済団体に直接要請したほか、各種事業主セミナー等を開催し、正社員就職の機運を醸成

～「東京労働局・正社員化集中支援キャンペーン」の展開～

## 『正社員実現加速プロジェクト』の取組を加速

※ 多様な産業や人材が集積しており「日本の機関車」の役割を果たしている東京の活力が日本全体の発展に更に利活用されるよう、本プロジェクトの取組を年度末に向けて強化

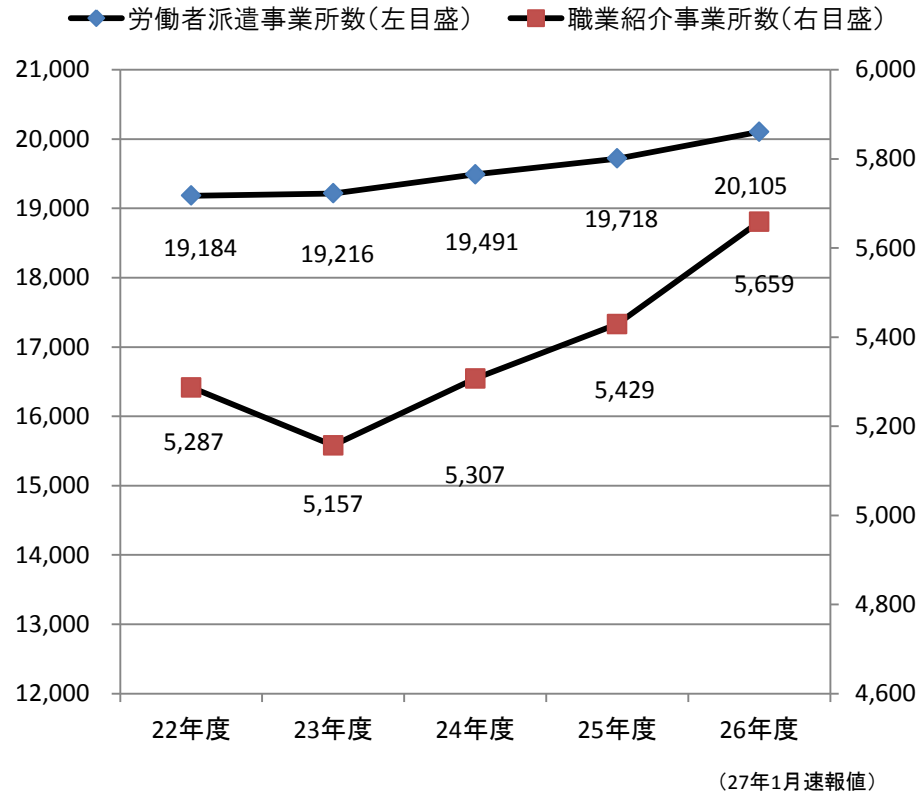
27年1月までの  
取組状況

正社員就職数  
57,646人

# 労働者派遣事業、職業紹介事業の指導監督について

需給調整事業部

## 1 許可・届出の状況(東京局管内)



## 2 法制度の周知、的確・厳正な指導監督の実施

【集団指導】(平成26年4月～平成27年1月実績)

対 象	開催回数	出席人員
派遣元事業主	61	2,575
派遣先事業主	10	672
職業紹介事業主	40	1,471
労働者	5	110
その他(関係団体等)	15	1,257
計	131	6,085

【個別指導監督】

	労働者派遣事業		職業紹介事業	
	26年4～27年1月 実績	対前年 同期比	26年4～27年1月 実績	対前年 同期比
実施事業所数	1,612	▲1.2%	540	53.0%
是正指導率	71.0%	8.5P	26.7%	▲13.8P

3 申告・相談への迅速・適切な対応

【今年度の行政処分】

- 平成26年4月7日  
東京労働局に対し不正な報告をした事業改善命令中の事業主に事業停止命令  
昨年、車両運行管理等の業務に関し、いわゆる偽装請負を繰り返したことから、労働者派遣法に基づく労働者派遣事業改善命令を受けた事業主が、適切な是正を行わず、東京労働局に対し不正な是正報告をした。
- 平成26年5月12日  
日系外国人を中心に許可なく労働者派遣を行っていた事業主に1か月間の事業停止命令  
特定労働者派遣事業主であるのに、許可を受けずに常時雇用する労働者以外の労働者を派遣する一般労働者派遣事業を行っていた。
- 平成26年7月28日  
システムエンジニアをIT企業に「多重派遣」した事業主に事業停止命令  
IT企業とSEの派遣契約を締結した事業主が、自社のSEが不足していたため、出向・業務委託と称する契約により受け入れた他社のSEをIT企業に派遣していた。
- 平成26年8月25日  
労働者派遣事業停止処分に違反した事業主をさらに2か月間の事業停止命令  
労働者派遣事業停止命令を受け、この間は新たな労働者派遣契約は締結できないにもかかわらず、地方公共団体と労働者派遣契約を締結した。
- 平成26年9月29日  
電気機器メーカーへ「二重派遣」した2社の事業主に1か月間の事業停止命令  
出向契約と称し受け入れた労働者を、さらに他の電気機器メーカーに派遣していた。
- 平成26年12月11日  
移动通信サービス提供会社に「多重派遣」した事業主に事業停止命令  
業務委託や労働者派遣契約を締結して受け入れた労働者を、さらに移动通信サービス提供会社に派遣していた。
- 平成27年3月2日  
ゼネコンへ建設業務の「人工出し」をした事業主に事業停止命令  
ゼネコン4社との間で「請負契約」を締結し、自己の雇用する労働者をゼネコンの指揮命令の下で、労働者派遣法で禁止されている建設業務に従事させていた。

- (1) 申告受理 21件 (平成26年4~27年1月実績、前年同期 28件)
- (2) 苦情・相談の状況(平成26年4~27年1月実績)

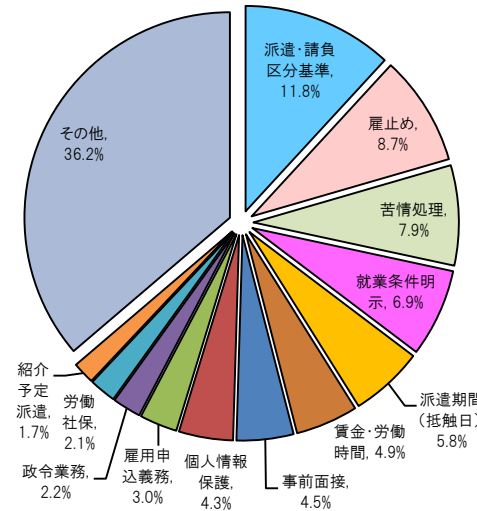
①労働者派遣事業

	件数	対前年同期比
総計	87,752	1.2%
派遣労働者	1,262	▲8.4%
派遣元事業主	81,550	1.8%
派遣先	2,460	▲15.9%
その他	2,480	7.0%

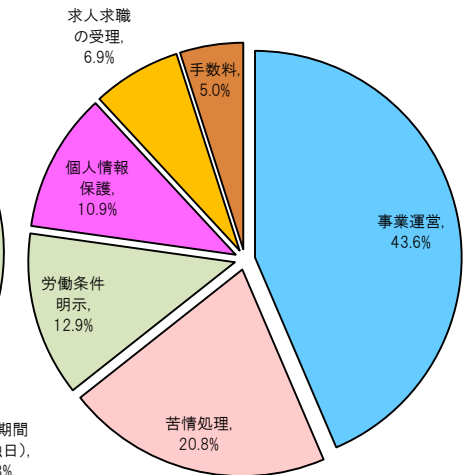
②職業紹介事業

	件数	対前年同期比
総計	38,054	0.8%
求職者	91	▲2.2%
求人者	158	▲19.8%
職業紹介事業者	37,428	1.5%
その他	377	▲33.6%

労働者からの苦情・相談の内訳



労働者からの苦情・相談の内訳



## 労働基準分野における重点対策（平成26年度の取組状況）

### 1 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害の防止

- ・ 東京の労働者1人平均年間総実労働時間：1,802時間（平成25年、前年1,829時間）  
週労働時間が60時間以上の雇用者の割合：9%（平成26年平均）
- ・ 脳・心臓疾患、精神障害の労災請求事案の多くに長時間労働の存在
  - 36協定受理時の窓口指導、自主点検、過労死等発生事業場監督、長時間労働情報監督の実施
  - 平成26年11月「過重労働解消キャンペーン」として重点監督、無料電話相談、労使団体等に対する要請を実施
  - 平成27年1月～月100時間超の残業が行われている事業場等に対する監督指導の徹底
  - 「働き方改革」の推進のため、労使団体に要請

### 2 経営環境の変化等に対応した法定労働条件の確保等

- ・ 申告、未払賃金の立替払は減少 申告受理件数：3,736件（平成26年4月～27年1月、前年度同期比 11.6%減）  
未払賃金立替払認定申請件数<企業数>：236件（平成26年4月～27年1月、前年度同期比 6.7%減）
- ・ 労働条件に関する労働基準情報メールなど高止まり：2,785件（平成26年4月～27年1月、前年度同期比 6.3%減）
- 賃金不払、解雇などの問題への優先的な監督指導の実施、賃金不払残業等情報監督の実施

### 3 労働者の安全と健康確保

- ・ 死亡災害：66人（平成27年2月10日現在、前年同期50人、32%増）
- ・ 休業4日以上之死傷災害：9,106人（平成27年1月末現在、前年同期9,107人、1人減）
- 「第12次東京労働局労働災害防止計画」(2nd Stage)の推進  
Safe Work TOKYO のキャッチフレーズ、ロゴを用いた官民一体の取組の推進（平成25年8月から南関東4労働局に拡大）  
重点対象：第3次産業（小売業、飲食店、社会福祉施設、ビルメンテナンス業）、陸上貨物運送事業、建設業
  - ・ 大手飲食店・小売店の企業本社(34社)を対象とした集団指導の実施とフランチャイズ等も含めたグループ全体に波及する労働災害防止対策への取組について要請
  - ・ 建設業の各層を対象とした労働災害防止の取組を実施
  - ・ 「年末・年始 Safe Work 推進強調月間」(平成26年12月1日～平成27年1月15日)の実施
  - ・ 「STOP！転倒災害プロジェクト2015」の取組の推進及び積雪・凍結による転倒災害防止を広く周知・徹底を図った
- メンタルヘルス対策
  - ・ 労働者数150人以上300人未満の事業場(2,187事業場)の企業におけるメンタルヘルス対策の取組状況をまとめ、周知した



## 平成26年死亡災害発生状況(対前年比較)

平成27年1月末日 現在

現在	66人
前年同期	50人

## 平成26年死亡災害発生状況 (27年1月末日現在)

業種別

東京労働局 労働基準部安全課

	製造業	建設業	建設業				運輸交通業	道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	卸小売業	保健衛生業	接客娯楽業	飲食店	清掃と畜業	ビルメン業	その他の三次産業			全産業合計	
			土木工事業	建築工事業	木造家屋建築工事業	その他の建設業											金融業	警備業	その他(一次産業)		
26年発生分	3	37	13	22	1	2	9	8	0	2	2	2	0	0	8	6	3	0	2	2	66
前年同期	4	25	3	18	1	4	3	2	1	1	1	1	0	5	0	9	0	3	0	50	
増減数	-1	12	10	4	0	-2	6	6	-1	1	1	1	-1	3	6	-6	0	-1	2	16	

(注) 上段は27年1月末日 現在(速報値)

下段は 前年同期 (速報値)

## 平成26年死傷災害発生状況 (27年1月末日現在)

業種別

東京労働局 労働基準部安全課

	製造業	建設業	建設業				運輸交通業	道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	卸小売業	保健衛生業	接客娯楽業	飲食店	清掃と畜業	ビルメン業	その他の三次産業			全産業合計	
			土木工事業	建築工事業	木造家屋建築工事業	その他の建設業											金融業	警備業	その他(一次産業)		
26年発生分	679	1,413	220	999	116	194	1,565	812	104	1,502	1,337	764	824	654	788	526	1,396	109	212	71	9,106
前年同期	707	1,412	216	1,022	119	174	1,590	903	118	1,452	1,305	753	790	604	810	575	1,401	110	212	74	9,107
増減率(%)	-4.0	0.1	1.9	-2.3	-2.5	11.5	-1.6	-10.1	-11.9	3.4	2.5	1.5	4.3	8.3	-2.7	-8.5	-0.4	-0.9	0.0	-4.1	0.0

(注1) 上段は27年1月末日 現在(速報値)

下段は 前年同期 (速報値)

(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

### 1 脳・心臓疾患等(過労死等事案)の労災補償状況

(件)

		年度区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 4~12月
		脳・心臓疾患	請求件数	東京	152	128
全国	897			842	784	
認定件数	東京		37	67	38	29
	全国		310	338	306	

注) 認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。  
平成26年度の請求件数、認定件数は速報値

### 2 精神障害の労災補償状況

(件)

		年度区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 4~12月
		精神障害	請求件数	東京	208	244
全国	1272			1257	1409	
認定件数	東京		42	90	80	69
	全国		325	475	436	
うち自殺 (未遂を含む)	請求件数	東京	39	24	25	28
		全国	201	169	177	
	認定件数	東京	12	21	10	14
		全国	64	93	63	

注) 認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。  
平成26年度の請求件数、認定件数は速報値

### 3 石綿関係疾病給付状況

(労災保険法に基づく石綿関係疾患の認定状況)

(件)

		年度区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 4~12月
		肺がん	請求件数	87	69	55
認定件数	65		70	52	32	
中皮腫	請求件数	61	56	53	50	
	認定件数	62	61	51	20	
石綿肺等	請求件数	18	37	28	20	
	認定件数	7	35	32	12	
計	請求件数合計	166	162	136	114	
	認定件数合計	134	166	135	64	

注) 石綿肺とは、「石綿肺」、「良性石綿胸水」、「びまん性胸膜肥厚」である。  
認定件数は、当該年度に請求されたものに限るものではない。

# 東京都の最低賃金

**必ずチェック最低賃金！** 使用者も、労働者も。

東京都内には、次のとおりの最低賃金が決められています。  
最低賃金法により、使用者は、効力発生日以降この最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。



東京労働局  
労働基準監督署

	最低賃金の名称	時間額(円)	効力発生日	備考
地域別	東京都	888	26.10.1	都内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。
特定(産業別)最低賃金	鉄鋼業			左記の特定(産業別)最低賃金は改正されず東京都最低賃金を下回っていることから、最低賃金法に基づき、より高いほうの最低賃金となる東京都最低賃金888円が適用されます。
	自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業			
	業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業			
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業			
	出版業			
	各種商品小売業			

## 長時間労働削減推進本部

### 【趣旨】

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）に、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれ、本年6月に「過労死等防止対策推進法」が成立。長時間労働対策の強化は喫緊の課題。

⇒ 大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置（平成26年9月30日）

本部長 厚生労働大臣

本部長代理 厚生労働副大臣（労働担当）、厚生労働大臣政務官（労働担当）

事務局 労働基準局長

### 過重労働等撲滅チーム

- ① 長時間労働削減の徹底に向けた重点監督の実施
  - i 相当の時間外労働時間が認められる事業場等
  - ii 過労死等に係る労災請求がなされた事業場等を対象に、重点監督を実施。
- ② 相談体制の強化
- ③ 労使団体への要請
- ④ 過労死等の防止に向けた取組

### 働き方改革・休暇取得促進チーム

- ① 本省幹部による企業経営陣への働きかけ
- ② 地方自治体との協働による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進
- ③ 切れ目のない年次有給休暇取得促進

各都道府県労働局に設置  
（平成27年1月～）

### 省内長時間労働削減推進チーム

### ワーク・ライフ・バランスの実現 「地方創生」につなげる

- 仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備
- 地域の特性を生かした、魅力ある就業の機会の創出

### 過重労働対策の一層の強化

- 月100時間を超える残業が行われている事業場等への監督指導の徹底
- 局長自らが経営トップに是正勧告書を交付し是正指導
- 過重労働専従チームの新設
- インターネットによる情報監視等

### 東京労働局 働き方改革推進本部

（本部長 東京労働局長）1月16日設置

#### 企業の自主的な働き方の見直しを推進

- ① 労働局長、労働基準部長による企業経営陣への働きかけ（仕事の進め方の見直しによる時短など）
- ② 地方自治体、労使団体等との連携による働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成（年次有給休暇の取得促進など）

### 〈協力要請・連携〉

- ・ 東京都等地方公共団体
- ・ 事業主団体
  - 東京経営者協会
  - 東京商工会議所
  - 東京都中小企業団体中央会
  - 東京都商工会連合会等
- ・ 労働団体
  - 連合東京 等



# STOP! 転倒災害プロジェクト2015

転倒災害は、事故の型で最も発生件数が多く(平成26年の速報値2,091件)、業種も多岐にわたる。また、労働力人口の高齢化の一層が進行が見込まれる。

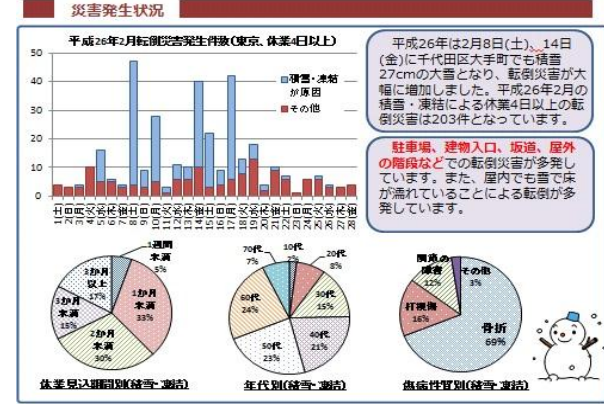
→12次労働災害防止計画の目標達成のためには、転倒災害に的を絞って、広く訴えかける運動が必要

## STOP! 転倒災害プロジェクト2015

→積雪・凍結による転倒災害が多い2月と全国安全週間準備期間の6月を強調期間として切れ目ない取組を進める。

### ～冬期特有の労働災害防止の徹底～ 積雪・凍結による転倒災害等を防ごう!

冬期においては、積雪・凍結を原因とする転倒災害、車両運転中の交通労働災害、建物屋根等の除雪作業中の墜落・転落災害等の労働災害が多発します。当局管内においても、昨シーズンの記録的な大雪により、前年と比べ積雪・凍結を原因とする労働災害が大幅に増加しました。今シーズンについても、早めの準備を心がけ、積雪・凍結に起因する労働災害の防止に万全の取り組みをお願いいたします。



**職場での転倒事故を減らしましょう!**

仕事中に転倒して4日以上仕事を休む方は、年間26,000人ほどで、労働災害の種類では最も多くなっています。特に高齢者が転倒した場合は重症化する割合が高く、日常生活での不慮の事故による死因の中でも、転倒・転落死は交通事故死に次いで2番目に多い死因です。

**STOP! 転倒災害プロジェクト2015**

あなたの職場は大丈夫? 転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目

- 身の回りの整理・整頓を行っていますか
- 通路、階段、出口に物を放置していませんか
- 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか
- 安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか
- 時間に追われて、あわてて作業を行っていますか
- 荷物を持ちすぎで足元が見えないことはありませんか
- ポケットに手を入れながら、人と話しながら、携帯電話を使いながら歩いていますか
- 作業靴は、作業に合ったちょうど良いサイズのものを進んでいますか
- ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか
- 段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか
- ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか

STOP! 転倒災害プロジェクト2015

1 転倒災害防止に向けたさまざまな対策の紹介

2 転倒予防の知識養成セミナーの紹介

厚生労働省 都道府県労働局 労働安全衛生課



## 平成26年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果 (平成26年11月実施)

### 【重点監督の結果のポイント】

- (1) 重点監督の実施事業場： **383事業場**  
このうち、322事業場(全体の84.1%)で労働基準関係法令違反あり。
- (2) 主な違反内容
- ① 違法な時間外労働があったもの： **204事業場(53.3%)**  
うち、時間外労働の実績が最も長い労働者の時間数が  
月100時間を超えるもの： 74事業場(36.3%)  
月150時間を超えるもの： 21事業場(10.3%)  
月200時間を超えるもの： 8事業場(4.4%)
- ② 賃金不払残業があったもの： **97事業場(25.3%)**
- ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： **4事業場(1.0%)**
- (3) 主な健康障害防止に係る指導の状況
- ① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの： **216事業場(56.4%)**  
うち、時間外労働を月80時間以内に削減するよう指導したもの： 126事業場(58.3%)
- ② 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの： **102事業場(26.6%)**

## 是正・改善指導の対象となった主な事例(東京局管内)

### 【事例1】業種 社会福祉施設

月100時間を超える違法な時間外労働を原因とする労災請求(精神障害による休業)が行われ、かつ、適正な時間管理を行っていなかったため、時間外労働に対する割増賃金が支払われていなかったもの

#### 【監督署が把握した事実】

- ① 労災請求を行った労働者に36協定の特別条項の上限時間である月75時間を超えた月100時間以上の時間外労働を行わせていたこと
- ② 実際には時間外労働を行わせていたにもかかわらず、労働時間管理を適正に行っていなかったため、時間外労働として把握せず、割増賃金を支払っていなかったこと
- ③ 時間外・休日労働が80時間を超える労働者に対する医師の面接指導等について、当該制度が設けられていなかったこと

#### 【監督署の指導】

- ①について、労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告し、長時間労働の抑制について指導するとともに、過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導
- ②について、労働基準法第37条(割増賃金)違反を是正勧告し、不足額を支払うよう指導するとともに、労働時間の適正把握について指導
- ③について、メンタル対策も含め長時間にわたる労働による労働者の健康障害防止を図るための対策の樹立について速やかに調査審議を行い、必要な措置を講じるよう専用指導文書により指導

### 【事例2】業種 飲食業

調理部門所属の9割以上の労働者に月100時間を超える違法な時間外労働(最も長い労働者の時間外労働は月約160時間)を行わせていたもの

#### 【監督署が把握した事実】

- ① 36協定の特別条項の上限時間である月70時間を超え、調理部門所属の約9割の労働者に月100時間を超える時間外労働を行わせ、最長の者には月約160時間の時間外労働を行わせていたこと
- ② 法定の休憩時間を与えていなかったこと
- ③ 常時深夜時間帯に勤務している労働者に対し、6か月以内に1回定期的に健康診断を実施していなかったこと
- ④ 時間外・休日労働が80時間を超える労働者に対する医師の面接指導等について、当該制度が設けられていなかったこと

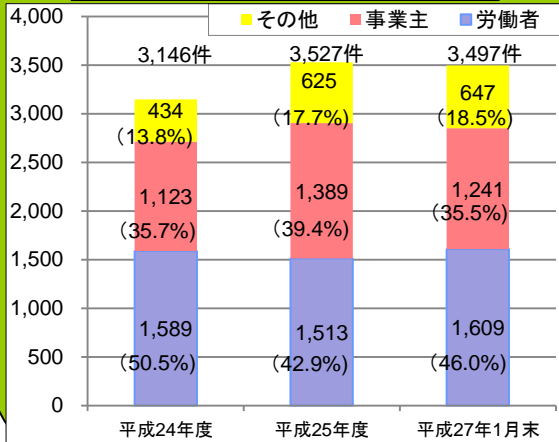
#### 【監督署の指導】

- ①について、労働基準法第32条違反を是正勧告し、特別条項付き36協定の適正な運用、長時間労働の抑制、労働時間の適正把握について指導するとともに、過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導
- ②について、労働基準法第34条(休憩時間)違反を是正勧告
- ③について、労働安全衛生法第66条(健康診断)違反を是正勧告
- ④について、メンタル対策も含め長時間にわたる労働による労働者の健康障害防止を図るための対策の樹立について速やかに調査審議を行い、必要な措置を講じるよう専用指導文書により指導

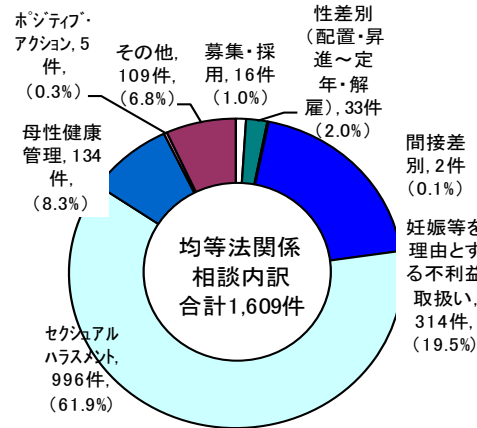
# 雇用均等分野における重点施策の進捗状況(平成26年度1月末現在)

## 男女雇用機会均等法関係

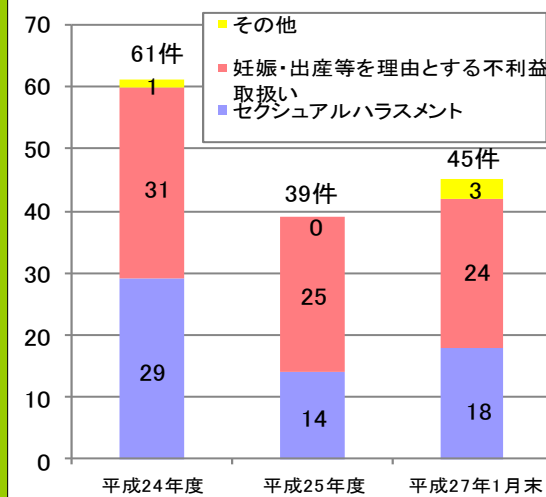
相談者の属性別相談件数の推移



平成26年度1月末現在労働者からの相談内容の内訳



紛争解決援助申立件数の推移



ポジティブ・アクション普及促進シンボルマーク きらら

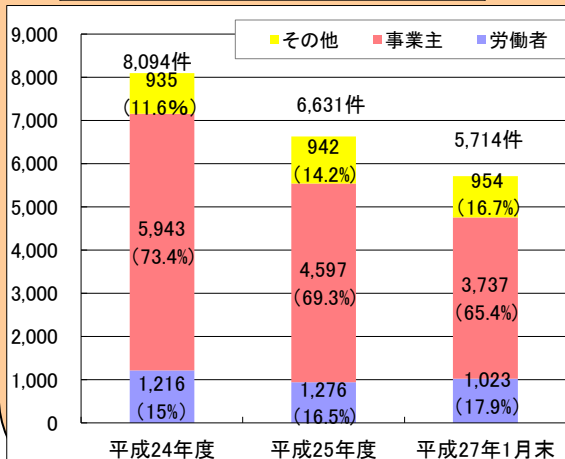
26年度調停受理件数 5件

指導等件数の推移

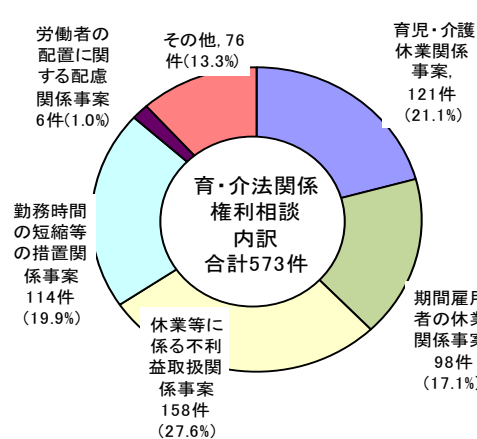
25年度	655
26年度1月末現在	1,166

## 育児・介護休業法関係

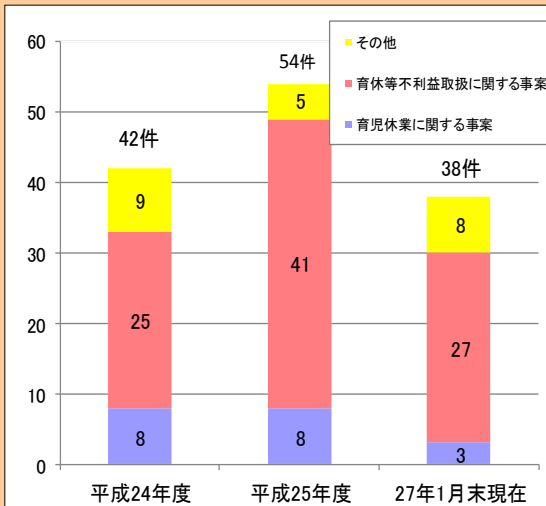
相談者の属性別相談件数の推移



平成26年度1月末現在権利行使関係労働者からの相談内容の内訳



紛争解決援助申立件数の推移



「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマーク トモニン

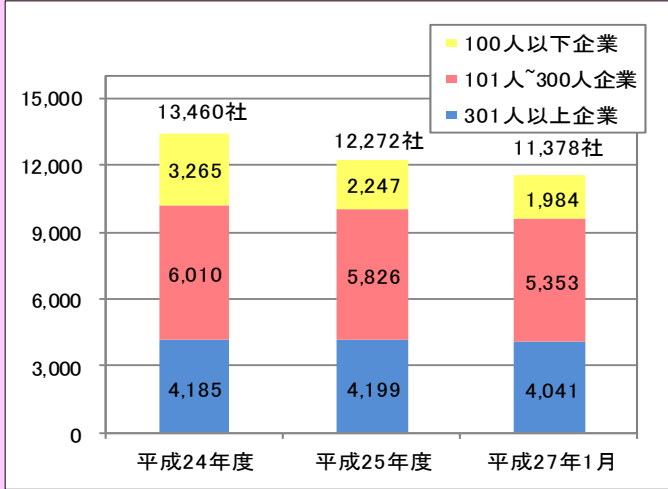
26年度調停受理件数 1件

指導等件数の推移

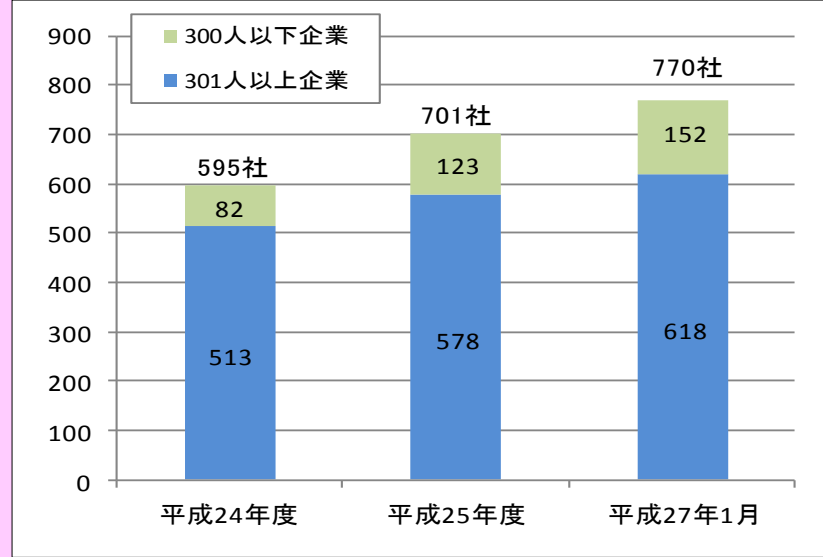
25年度	611
26年度1月末現在	1,162

次世代育成支援対策推進法関係

一般事業主行動計画策定届届出企業数の推移



企業規模別認定企業数の推移



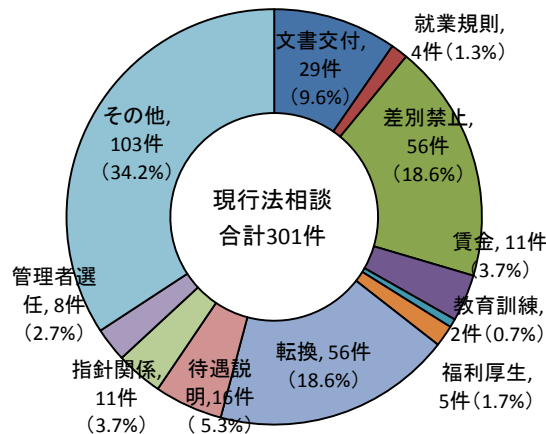
次世代認定マーク くるみん



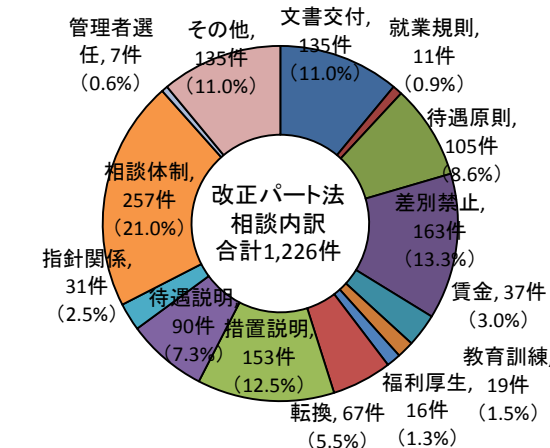
次世代認定マーク プラチナくるみん

パートタイム労働法関係

平成26年度1月末現在の相談内容の内訳(現行法)



平成26年度1月末現在の相談内容の内訳(改正法)



短時間正社員制度のイメージキャラクター「ハーモ」と「モニー」

平成26年度1月末現在 紛争解決援助件数 0件

指導等件数の推移

25年度	725
26年度1月末現在	513

組織目標達成状況

法に基づく指導の是正割合 90%以上

◆男女雇用機会均等法:90.2%

◆育児・介護休業法:73.1%

◆パートタイム労働法:95.9%

平成27年1月末現在 平均 86.4%

# 平成26年度 労働保険適用徴収の分野における重点対策取組状況

## ●労働保険料等の適正徴収

### 最重要課題 収納率の維持・向上

#### 適正な申告・納付の周知

労働保険制度に対する事業主の理解を  
促し、適正な申告納付を指導

#### 年度更新業務の円滑な実施

外部委託の効率的な活用

#### 実効ある滞納整理の実施

実効ある滞納整理計画の実施

#### 効果的な算定基礎調査の実施

実効ある算定基礎調査計画の実施

#### 口座振替制度の積極的な利用勧奨

事業主等へのあらゆる機会を捉えた周知

◎ 労働保険料収納実績(事務組合含む。)

東京局	平成27年 1月末	平成25年度	平成24年度
徴収決定額	8,628億円 (8,338億円)	8,356億円	8,299億円
収納額	6,198億円 (5,971億円)	8,253億円	8,186億円
収納率	71.84% (71.62%)	98.78%	98.63%
全国収納率 平均	—	97.99%	97.73%
全国占有率	—	27.89%	27.67%

(カッコ内は平成26年1月末現在)

## ●労働保険の未手続事業 一掃対策の推進

### 第4次労働保険未手続事業一掃対策 2か年計画(平成26年度～27年度)

#### 労働局・署・所との連携を強化した加入勧奨

ブロック別地区協議会の開催

署・所・地区協議会の開催

署所合同会議の開催(署所長、担当課長等)

#### 受託団体への的確な情報提供と連絡調整

一掃対策連絡協議会の開催(年3回)

実務者レベルの協議

◎ 未手続事業一掃対策の実績

東京局	平成26年度 (26年12月 末)	第4次2か年計 画(26～27年 度)	第3次3か年計 画(23～25年 度)
成立目標 件数	8,800件	12,518件	18,158件
成立件数	5,577件	—	22,102件
達成率	63.4%	—	121.7%

## ●労働保険事務組合の指導等

### 労働保険事務組合の指導

#### 事務組合制度の信頼性の確保

個別指導や研修会等による集団指導

算定基礎調査・納付督促指導

監察官による事務組合監査との連携

#### 特別加入制度の推進

事業主や一人親方等への周知・広報

事務組合等に対する特別加入制度の適正な  
運営を図るための指導

#### 労働保険事務組合報奨金の区分經理の推進

報奨金の適切な支出の推進

◎ 労働保険料収納実績

(事務組合委託分・全体の内数)

東京局	平成27年 1月末	平成25年度	平成24年度
徴収決定額	693億円 (685億円)	685億円	694億円
収納額	464億円 (456億円)	678億円	686億円
収納率	67.02% (66.65%)	98.99%	98.89%

(カッコ内は平成26年1月末現在)



## 平成26年の個別労働紛争解決制度運用状況

### 1 東京労働局における個別労働紛争解決制度の処理体制

総合労働相談コーナー (庁外コーナー1か所を含む)	総合労働相談員 82人	紛争調整委員会 (あっせん委員) 36人	あっせん事務局担当 (総合労働相談員) 8人	労働紛争調整官 6人
------------------------------	----------------	----------------------------	------------------------------	---------------

### 2 労働相談件数〔( )内は前年度比。3,5,6も同様〕

平成24年	平成25年	平成26年
117,643件	115,771件(▲1.6%)	116,547件(0.7%)

	平成25年	平成26年	増減
相談者別			
労働者	69,539	70,988	1,449
事業主	39,775	37,931	▲1,844
その他	6,457	7,628	1,171

相談の区分では、平成26年は前年と比べて、労働基準法等に係る法違反の疑いのある相談が4,564件増加したものの、法令・制度の内容等に係る問合せは4,288件減少し、個別労働関係紛争に係る相談は、横ばいとなっている。

### 3 個別労働関係紛争に係る相談件数(上記2の内数)

平成24年	平成25年	平成26年
26,623件	26,826件(0.8%)	26,808件(▲0.1%)

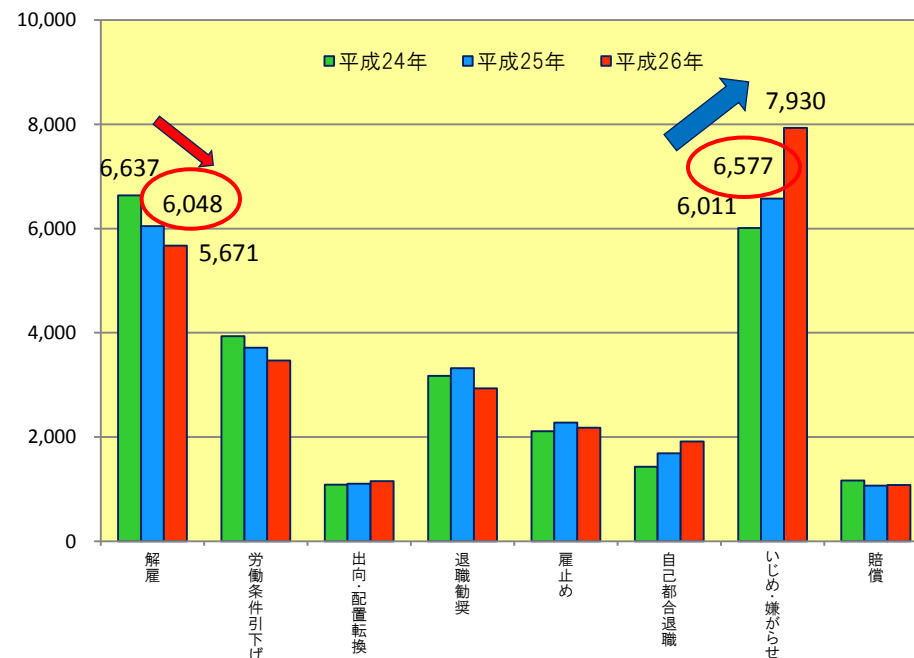
相談件数のうち、事業主からの相談は2,616件(9.8%)であり、男女別では、男性13,332件(49.7%)、女性13,380件(49.9%)である。

### 5 労働局長の助言・指導の運用状況

平成24年	平成25年	平成26年
595件	640件(7.6%)	595件(▲7.0%)

平成26年に手続を終了した644件(繰越し分を含む)のうち処理期間が1か月以内のものは611件(94.9%)であり、あっせんに移行した事案は32件(13.0%)である。

### 4 個別労働関係紛争に係る相談内容の内訳(主要なものを表示)



### 6 紛争調整委員会によるあっせんの運用状況

平成24年	平成25年	平成26年
1,363件	1,239件(▲9.1%)	1,137件(▲8.2%)

平成26年に手続を終了した1,149件(繰越し分を含む)のうち、合意成立件数は505件(44.0%)である。処理期間は、2か月以内のものが1,066件(92.8%)である。